

定期積金規定

- ・「定期積金」のお取引については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和2年1月27日公表)

1. (掛金の払込み)

定期積金(以下「この積金」といいます。)は通帳(証書)記載の払込日に掛金を払込ください。払込のときは必ず通帳(証書)をお差出しください。

2. (証券類の受入れ)

- (1). 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2). 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は通帳(証書)の当該払込み記載を取消したうえで、当店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込が遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。

この場合、遅延日数は、年60日以上のもものとします。

なお、満期日を繰延べしない場合には、通帳(証書)記載の利回(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

6. (給付補填金等の計算)

- (1). この積金の補填金は、通帳(証書)記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2). 約定どおり払込みが行われなかったときはつきにより利息相当額を計算します。
 - ①. この積金の契約期間中に通帳(証書)記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払いします。
 - ②. 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第9条第2項の規定により解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払いします。
 - ③. この計算の単位は100円とします。

7. (先払割引金の計算表)

- (1). この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳(証書)記載の利回に準じて満期日に計算します。
- (2). 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

9. (取引の制限等)

- (1). 当金庫は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2). 日本国籍を保有せずに本邦に居住している積金契約者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (3). 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4). 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

10. (解約)

- (1). この積金を解約するときは、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (2). 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することにより、この積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①. この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②. この積金の積金契約者が第16条に違反した場合
 - ③. この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④. この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、積金契約者について確認した事項および第9条第1項に定める積金契約者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥. 第9条第1項から第3項に定める取引等の制限に係わる事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑦. 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (3). 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
- ①. 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②. 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他本号AからEに準ずる者
 - ③. 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為
- (3). 前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。この場合当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (4). 前項の解約手続きに加え、当該積金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続きを行いません。

11. (届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等)

- (1). 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所在留資格および在留期間、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2). 前項の印章、名称、住所、住所在留資格および在留期間、その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3). 通帳（証書）または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳（証書）の再発行は、当金庫所定の手続

きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (4). 積金口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。積金口座の開設後も、この積金の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

12. (成年後見人等の届出)

- (1). 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合は、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、積金契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2). 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに書面によって任意後見人の氏名その他の必要な事項を届出てください。
- (3). すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4). 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。
- (5). 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、積金契約者が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

14. (印鑑照合)

通帳（証書）、当金庫所定の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、積金契約者は、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な解約による払戻しの額について、次条により補てんを請求することができます。

15. (盗難通帳(証書)を用いた解約による払戻し等)

- (1). 盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な解約による払戻し（以下本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ①. 通帳（証書）の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②. 当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること
 - ③. 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2). 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3). 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、この通帳（証書）が盗取された日（通帳（証書）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳（証書）を用いて不正な解約による払戻しが行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4). 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
- ①. 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと
 - B. 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②. 通帳（証書）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5). 当金庫が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。積金契約者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6). 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7). 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときには、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書）により不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

16. (譲渡、質入れの禁止)

この積金、積金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

17. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1). この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2). 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①. 相殺通知は書面によるものとします。通帳（証書）は届出印を押印して通知と同様に当金庫に提出してください。
 - ②. 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③. 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④. 第2号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3). 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
- ①. この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利息は約定年利回を適用するものとします。
 - ②. 借入金等の債務の利息、割引料、遅滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4). 第1項により相殺する場合の外国為替相場について当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5). 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更)

- (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(令和2年3月2日現在)